

流道管第1401号

令和7年1月31日

各道路占用者 様

道路管理者

流山市長 井崎 義治

(公印省略)

占用物件の適切な維持管理の徹底について（依頼）

平素は、本市の道路行政に格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和7年1月28日に占用物件が原因と思われる道路陥没が他県で発生しましたが、すべての道路占用者は、占用物件の維持管理をしなければならないこととなっています。

つきましては、道路の安全で円滑な交通を確保するため、改めて適切な維持管理の徹底をお願いします。

なお、点検等の進捗状況については、個別に情報共有していただきますよう、お願い申し上げます。

(参考)

道路法（抜粋）

（占用物件の管理）

第三十九条の八 道路占用者は、国土交通省令で定める基準に従い、道路の占有をしている工作物、物件又は施設(以下これらを「占有物件」という。)の維持管理をしなければならない。

道路法施行規則(抜粋)

（占用物件の維持管理に関する基準）

第四条の五の五 法第三十九条の八の国土交通省令で定める基準は、道路占用者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占有物件の巡視、点検、修繕その他の当該占有物件の適切な維持管理を行うこととする。